



経済的に国民年金保険料の納付が困難な方へ

令和2年度の免除・納付猶予申請を受け付けます

【担当課】 国保年金課

申請により保険料を免除または納付猶予します。

免除・納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間と障害年金・遺族年金の保険料納付期間に算入されます(一部免除で未納の場合を除く)。ただし、老齢基礎年金の受給額は、全額納めた場合と比べて少なくなります。

【受付開始日】 7月1日(水)

【対象】 国民年金第1号被保険者(※)で、次に該当する方

※日本在住の20歳以上60歳未満の自営業、農業、学生、無職の方など

免除

令和元年の申請者本人・配偶者・世帯主の所得がいずれも以下の所得基準の範囲内の方

免除区分		所得基準
全額免除		(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円
一部免除	4分の3免除	78万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など
	半額免除	118万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など
	4分の1免除	158万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など

納付猶予

令和元年の申請者本人・配偶者の所得がいずれも以下の所得基準の範囲内で、申請者本人が50歳未満の方

▶(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円

※学生および任意加入被保険者は対象外です。

※失業した方や災害を受けた方などは特例で認められる場合があります。

【承認期間】 令和2年7月～令和3年6月分

【申請について】

原則、毎年申請が必要です。令和元年度に全額免除か納付猶予の承認を受けた方で、継続審査の承認通知が届いた方は申請の必要はありません。ただし、令和2年度の審査の結果、却下となる場合もあります。

令和元年度に失業など特例的事由で全額免除・納付猶予の承認を受けていた方や、一部免除が承認されていた方は、継続審査の対象ではないため、申請書の提出が必要です。

【申請に必要な物】

- ・基礎年金番号の分かる物(年金手帳など)、または個人番号の分かる物(マイナンバー(個人番号)カードなど)
- ・身分証明書(運転免許証、パスポート、在留カード、健康保険証など)
- ・印鑑

▶雇用保険の被保険者であった方が失業などによる申請を行う場合

上記に加え、雇用保険被保険者離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写しが必要です。

震災、火災などで損害を受けた方や、雇用保険に入っていない方、事業の廃止または休止の届け出を行っている方が失業などによる申請を行う場合は、必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

【保険料の追納】

免除・納付猶予を受けた期間が10年以内であれば後から納めることができます(一部免除で未納の場合を除く)。ただし、当時の保険料に加算金が付き納付額が高くなる場合があります。詳しくは葛飾年金事務所へお問い合わせください。

【申請・問い合わせ】

▶葛飾年金事務所(立石3-7-3) ☎03-3695-2181

▶国保年金課(区役所3階315番) ☎03-5654-8214

※区民事務所では取り扱っておりません。

人材募集

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
区立保育園 調理補助 保育園での給食調理補助業務	1人	資格不問	8月1日～令和3年3月31日(再任可)	月～金曜日のうち週3日・週17時間45分勤務(ただし月曜日は勤務日とする) ▷月曜日 午前8時30分～午後5時15分 ▷火～金曜日 午前9時～午後3時	時給1,050円 期末手当・交通費・有給休暇あり。	7月6日(月)午後3時までに電話で。	7月7日(火)に書類選考・面接。面接時に市販の履歴書と84円切手を持参。	保育課 ☎03-5654-8267
ごみ収集作業員	若干名	18歳以上の方(高校生不可)	7月中～9月30日	月4～8日 午前7時40分～午後4時25分	日額10,045円 特殊勤務手当・交通費あり。	市販の履歴書と、指定の申込書を7月6日(月)までに持参か郵送。 申込書は、区ホームページから取り出せます。	書類選考の上、面接(面接日は後日お知らせします)。	〒124-8555 葛飾区役所 清掃事務所 (区役所敷地内) ☎03-3693-6113



消費生活情報 くらしのまど

スポーツクラブなどの施設の利用契約に関するトラブルに注意しましょう

施設の利用契約では、契約前に想定していた内容と実際の内容が異なっていることがあります。

今回は、事例とアドバイスを紹介します。
【担当課】消費生活センター
(立石5-27-1ウイメンズパル内)
☎03(5698)2311

事例①

スポーツクラブでスポーツ教室とプロテインの定期購入をセットで契約した。実際にプロテインが届いたので飲んでみると、味が好みに合わず飲み切れなかった。プロテインの定期購入だけをやめることはできないか。

事例②

通っているスポーツクラブに休会したいと連絡したところ、利用規約に記載があるように、休会申出の締切日までに申し出る必要があります。今回は締切日を過ぎていたので来月の月会費を払ってほしいと言われました。

アドバイス

スポーツクラブなどの店舗で契約した場合には、「申込書」などの契約書の他に、「利用規約」などの書面を受け取ります。これらの書面にプロテインのみの解約について記載があるかどうかを確認し、業者に問い合わせましょう。

アドバイス

「利用規約」は契約の内容の一部と捉えられるので、支払うことが原則です。契約前にホームページなどを見て質問したいことをまとめ、契約時に詳しい説明を受けるようにしましょう。休会に際して特別な事情がある場合には、業者に問い合わせましょう。

契約前には利用規約をよく確認し、高額な解約料を求めるなど、消費者の利益を一方的に害するような条項がある場合には、特に注意して契約しましょう。

◆ 契約に納得できない場合は、消費生活センター(☎03(5698)2311)にご相談ください。